

**新型インフルエンザ発生時の
蓮田白岡衛生組合
廃棄物処理事業継続計画**

平成23年12月

1.	基本方針	1
2.	計画の前提条件	2
	(1) 被害の想定	2
	(2) 新型インフルエンザの発生段階	2
	(3) 本計画における被害想定	3
3.	事業継続計画の体系	4
4.	新型インフルエンザ発生時に排出が予想される廃棄物の種類等	5
5.	適正な処理	5
	(1) 医療機関、検査機関等から排出される感染性廃棄物	5
	(2) 一般家庭から排出される廃棄物	5
6.	体制の整備	6
	(1) 危機管理体制	6
7.	情報管理体制	7
	(1) 緊急時の連絡体制	7
	(2) 情報収集体制	8
8.	感染防止	9
	(1) 基本的事項	9
	(2) 感染リスクの評価	9
	(3) 具体的な防止策	10
9.	事業継続に重要な要素の確保	12
	(1) 人員の確保	12
	(2) 物資の確保	13
10.	重要な要素が不足した場合の対策	14
	(1) 人員が不足した場合の対策	14
	(2) 物資が不足した場合の対策	15
	(3) 重要業務の特定（業務の優先順位の決定）	16
11.	新型インフルエンザ発生後の対応	18
	(1) 事業継続計画の実施	18
	(2) 職員等に感染者が発生した場合の対応	18
12.	教育・訓練	19
	(1) 正しい知識の習得	19
	(2) 訓練の内容	19
13.	点検・是正	20
	(1) 定期的な点検と是正	20
	(2) 点検・是正を行う場合	20
	参考	
	新型インフルエンザのに関する参考情報について	21

1. 基本方針

当組合における廃棄物の処理は、最低限の住民生活を維持するために不可欠な公共サービスの一つであることから、新型インフルエンザの発生、流行時にあっても、着実に当該事業を実施、継続することが求められている。

当組合としても、事業継続にあたっては、職員への感染や事業への影響を最小限に抑えるためにも、廃棄物の収集運搬・処理業者（委託業者、許可業者）と蓮田市、白岡市並びに当組合との連携が非常に重要となってくる。

こうしたことから、蓮田白岡衛生組合廃棄物処理事業継続計画（以下「本計画」という。）を定め、新型インフルエンザの発生時における危機管理や感染防止策を定義づけすることにより、廃棄物処理事業が継続できる体制を構築するものである。

2. 計画の前提条件

(1) 被害の想定

本計画は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部が示した廃棄物処理における「新型インフルエンザ対策ガイドライン」で示す被害想定(以下のとおり)に基づくこととする。

＜被害想定の根拠＞		
発症者数		約 3,200 万人（全人口の 25%）
受診患者数		約 1,300～約 2,500 万
入院患者数	中等度の場合	～約 53 万人
	重度の場合	～約 200 万人
死亡数	中等度の場合	～約 17 万人
	重度の場合	～約 64 万人
欠勤率		～40%
欠勤期間		10 日間程度
流行の波		2 ヶ月程度

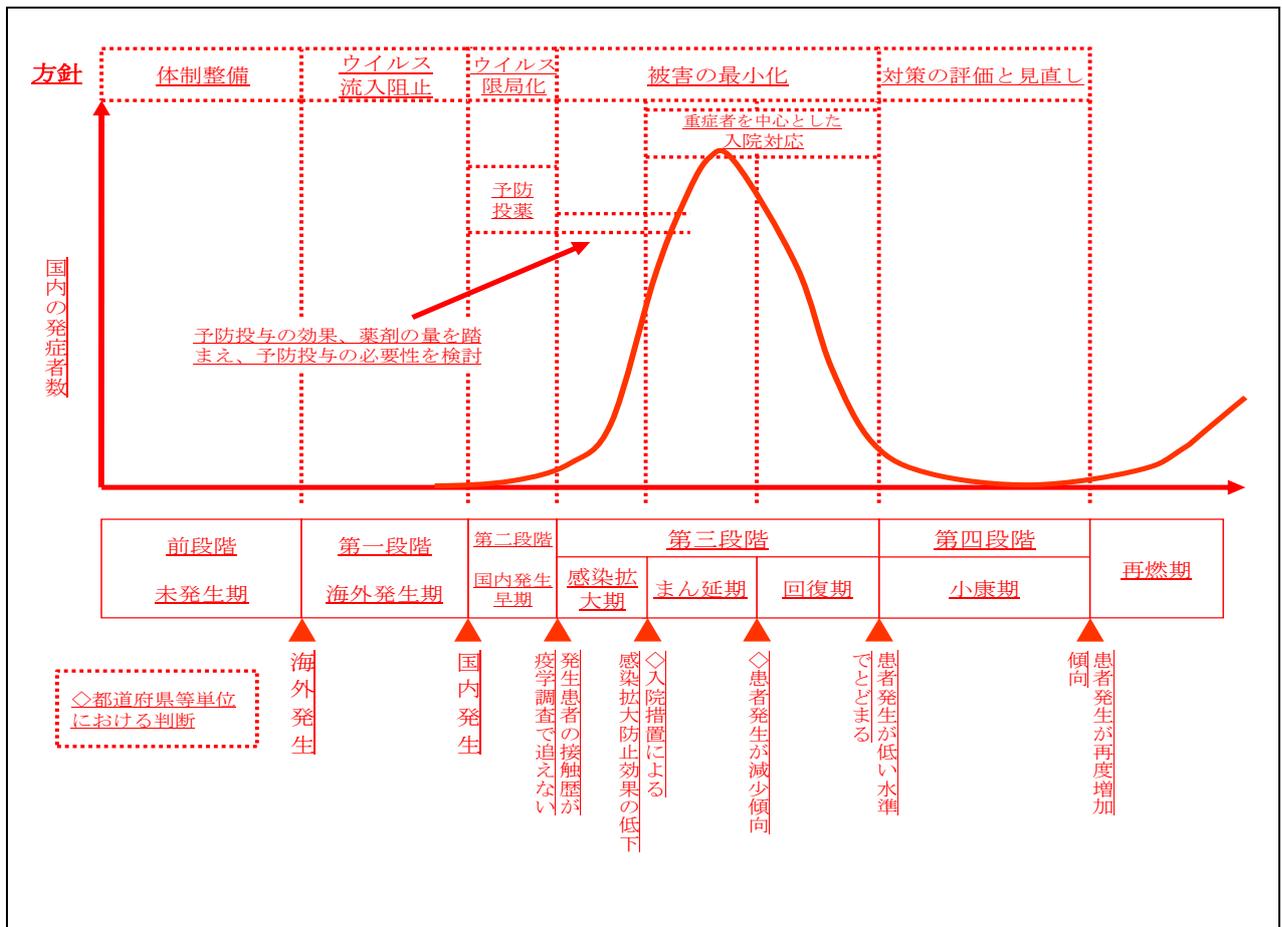
(出典) 新型インフルエンザ対策行動計画、事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン

(2) 新型インフルエンザの発生段階

本計画は、新型インフルエンザの発生状況及び発生段階別の医療対応等の方針については、事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドラインに応じたものとする。

＜新型インフルエンザの発生段階＞		
発生段階		状態
前段階	未発生期	新型インフルエンザは発生していない状態
第一段階	海外発生期	海外で新型インフルエンザが発生した状態
第二段階	国内発生早期	国内で新型インフルエンザが発生した状態
第三段階		国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
	感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
	まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態
第四段階	小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

(出典) 新型インフルエンザ対策行動計画

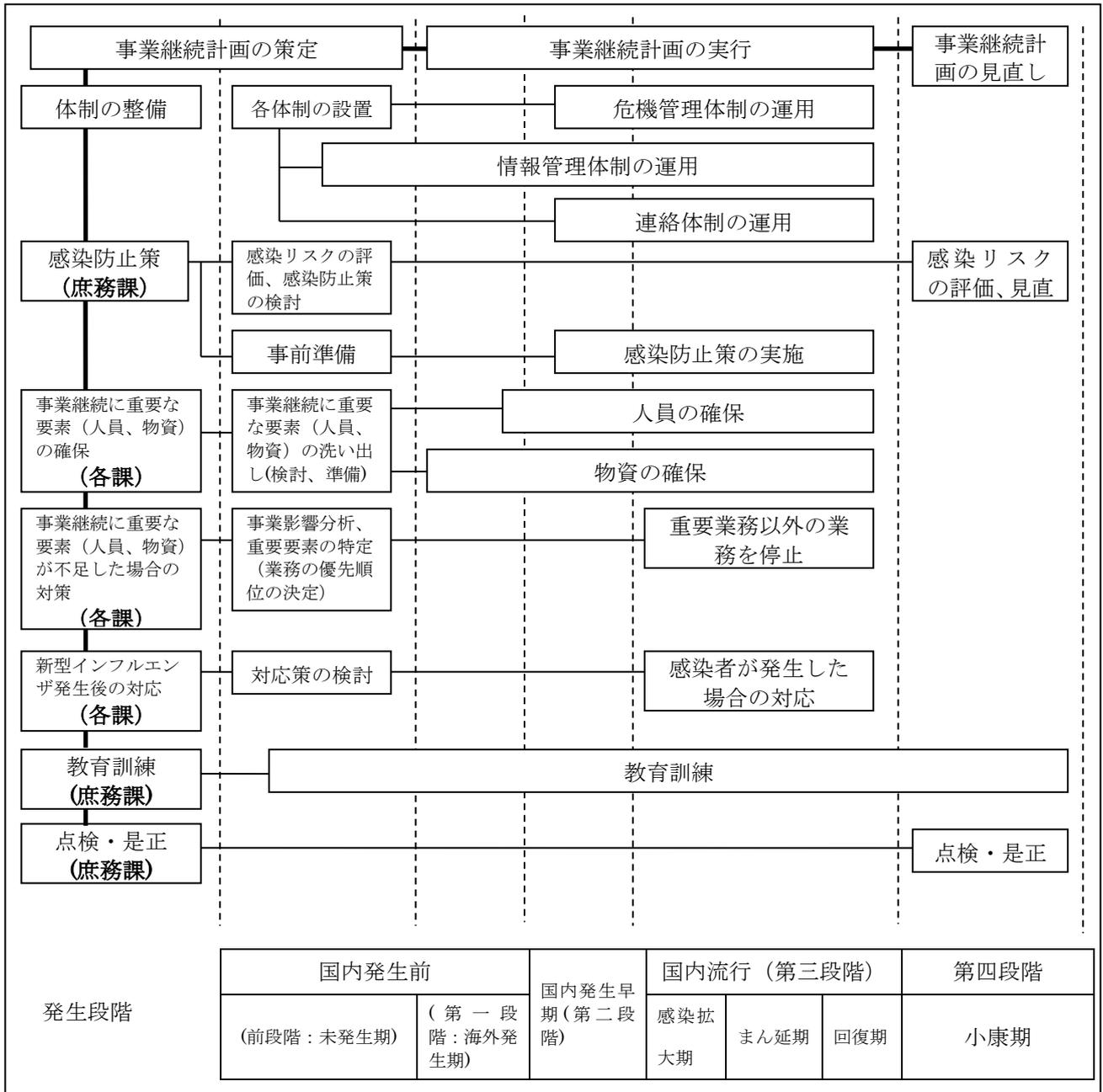


(3) 本計画における被害想定

これらの前提条件を踏まえ、新型インフルエンザの発生から終息までの約2ヶ月の間に最大で職員の40%程度が数週間にわたり欠勤するケースを想定する。

3. 事業継続計画の体系

事業継続計画は、以下の体系に基づいて構築する。



4. 新型インフルエンザ発生時に排出が予想される廃棄物の種類等

新型インフルエンザの発生時には、概ね下表のような廃棄物の排出が予想される。

一口に新型インフルエンザといっても、その性状等については、未知の要素も多いところから、直ちに確定できないとも考えられる。

しかし、インフルエンザウィルスの特徴としては、一般的に、

- ① 廃棄物等、物に付着した場合、数分から長くても数十時間内に感染力を失う。
- ② 容器や袋への密閉、手袋着用等によって、廃棄物から人へ感染を防止できると考えられている。

こうしたことから、新型インフルエンザについても、通常のインフルエンザに対する廃棄物の取扱いと同程度の取扱いを基本とするべきであると考えられる。

新型インフルエンザ発生時に排出が予想される廃棄物

発生場所	廃棄物（例）	特 徴
医療機関	患者の診療や治療に使用されたディスプレイ（使い捨て）製品	患者の増加に伴って、廃棄物が増加する 外来より入院患者の方が排出量が多い 重症患者の方が排出量が多い
検査機関	検査等に使用された検体や試薬等	海外発生時、国内発生初期に発生する 検査1回あたりの排出量は少ない
一般家庭等	感染者の生活廃棄物(呼吸系の分泌物が付着したマスクやティッシュ等)	国内流行時に発生する

5. 適正な処理

(1) 医療機関、検査機関等から排出される感染性廃棄物

新型インフルエンザの治療に伴い、医療機関等から排出される廃棄物は、廃棄物処理法上、感染性廃棄物に該当する。「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき適正に処理すれば、新たな感染につながるおそれはないと考えられる。

(2) 一般家庭から排出される廃棄物

一般家庭や事業所からは、新型インフルエンザ感染者が使用し、呼吸系の分泌物が付着したマスクやティッシュ等が排出される。通常のインフルエンザの場合と同様、ゴミ袋等に封入して排出、処分する等の方法で適正に処理すれば、新たな感染につながるおそれはないと考えられる。

6. 体制の整備

(1) 危機管理体制

新型インフルエンザの発生時（緊急時）には、以下の危機管理のための組織（以下、「危機管理組織」という。）を設置し、対応する。

① 組合の危機管理組織の構成

組織の構成者	氏名及び役職	役割
責任者	事務局長	意思決定
サブリーダー	庶務課長	両市の担当課及びメンバーとの情報の共有化並びに職員の健康管理に関する事項 蓮田市：健康増進課 白岡市：健康づくり課
メンバー	廃棄物対策課長	廃棄物の収集運搬の継続に関する事項
	リサイクル推進課長	所管施設の運転管理の継続に関する事項
	施設課長	所管施設の運転管理の継続に関する事項

② 危機管理組織の設置期間

危機管理体制の設置期間は、第一段階（海外発生期）から新型インフルエンザの第四段階（小康期）までとする。

③ 廃棄物の収集運搬処理業者

廃棄物の収集運搬処理業者（以下「事業者」という。）や施設の運転管理等の委託業者（以下「委託業者」という。）は、組合からの必要な指示に従うとともに、自己の従業員等への感染を防ぎ、継続して事業を行うことのできる体制を確立するため、

ア 事業継続のための組織体制を構築し、指揮系統を明確にしておく。

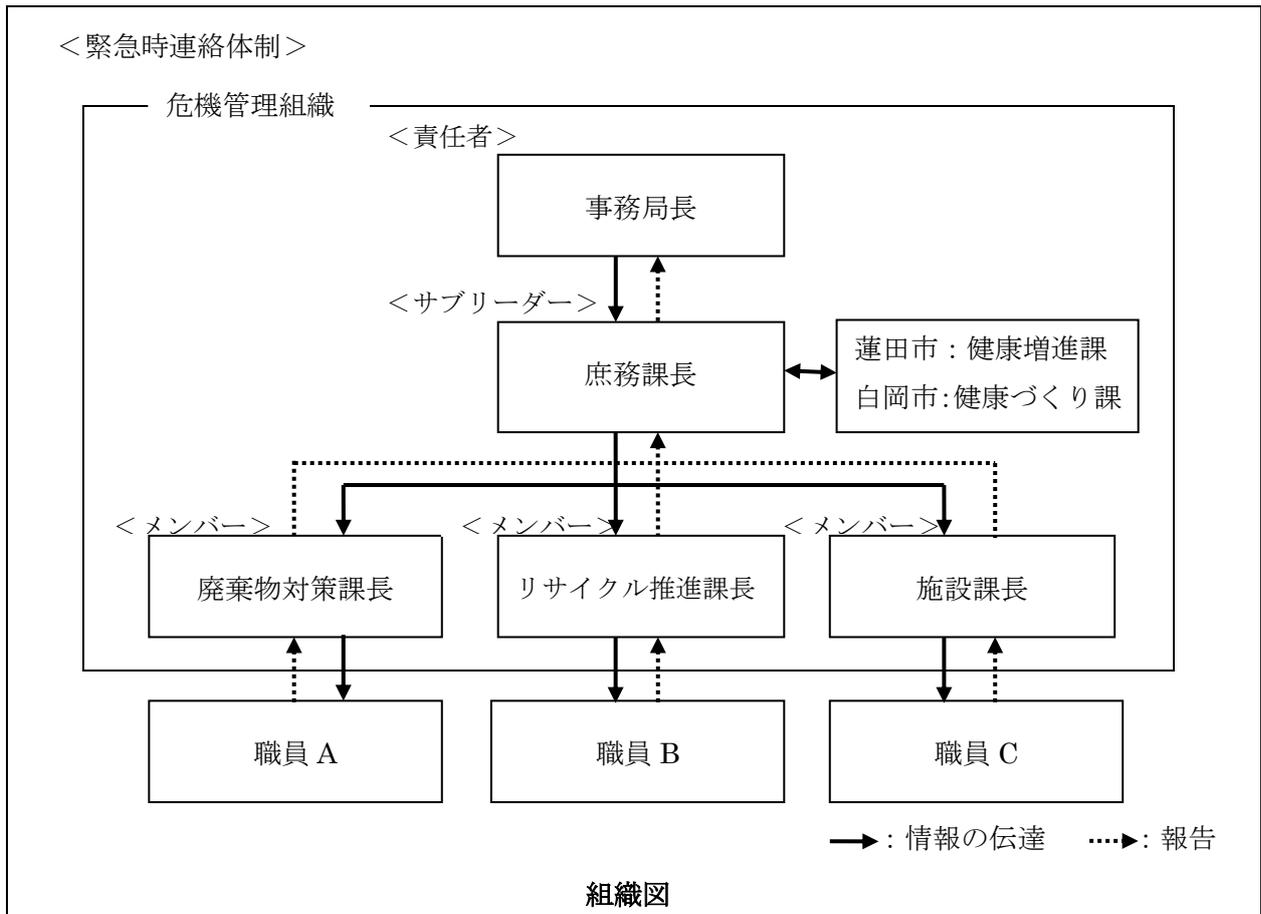
イ 緊急時の意思決定を確立する。

こととする。

7. 情報管理体制

(1) 緊急時の連絡体制

組合内において、以下に示す緊急時の連絡体制を構築する。



危機管理組織での決定事項、その他緊急時の連絡事項については、上記及び「蓮田白岡衛生組合危機管理マニュアル」の連絡網により、職員等（事業者の従業員等を含む。以下同じ。）に速やかに伝達する。

① 連絡すべき情報

- ア 意思決定に必要な情報（責任者に連絡）
- イ 責任者による決定事項等、重要な情報（職員等に連絡）（感染防止の徹底、新型インフルエンザ発生時等の行動指示等）
- ウ 当組合と蓮田市、白岡市、事業者との緊急連絡情報
- エ 職員等の感染状況を把握するための安否情報（健康状態、欠勤状況、欠勤理由、感染者との接触状況等。職員等の家族の健康状態を含む。）
- オ 保健所、近隣医療機関との連絡情報
- カ 住民への周知、情報提供（新型インフルエンザ発生などの廃棄物処理事業の継続に関する情報について、広報やホームページ等を用いて速やかに周知を行い、新型インフルエンザのまん延期には、必要に応じて、住民に対して一般廃棄物の排出抑制について要請を行う。）

(2) 情報収集体制

情報収集は庶務課が担当し、新型インフルエンザの発生前より定期的実施、新型インフルエンザの海外発生後には情報収集体制を強化し、収集した情報は、危機管理組織及び事業者などに速やかに伝達する。

情報の入手先	入手する情報	情報収集時期
環境省	・廃棄物処理における新型インフルエンザ対策に関する事項	平常時、海外発生期以降
厚生労働省 国立感染症研究所	・新型インフルエンザが発生している地域、感染拡大の状況 ・新型インフルエンザの概要（病原性、治療方法、感染力等）	海外発生期以降
埼玉県 蓮田市、白岡市の保健部局	・上記の欄の2項目 ・地域における新型インフルエンザの医療対応・社会対応に関する情報（医療体制、都道府県や市町の保健部局による取組内容等） ・廃棄物処理における新型インフルエンザ対策、新型インフルエンザ発生後の地域における廃棄物処理の状況	海外発生期以降
地域のライフライン事業	・電力、石油、水道等、廃棄物処理に必要なライフラインの稼動状況	海外発生期以降
廃棄物処理関連団体 (白岡蓮田環境事業協同組合)	・その他、廃棄物処理関連事項	平常時、海外発生期以降

8. 感染防止策

(1) 基本的事項

新型インフルエンザ発生時には、以下の感染防止策を講じることを基本とする。

感染防止策	方法
対人距離の保持	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者になるべく近づかない。(適切な距離 2 m以上を保つ) ・不要不急な外出を避け、不特定多数の者が集まる場には極力行かない。 ・業務において、極力、対人距離を保持できるよう工夫する。
手洗い	<ul style="list-style-type: none"> ・出先からの帰庁後(外出からの帰宅後)、不特定多数の者が触るような場所に触れた後、喫煙後や食事の前等に、頻繁に手洗いを実施する。 ・手洗いの状況に応じて、速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用いて手指を消毒する。
咳エチケット	<ul style="list-style-type: none"> ・咳やくしゃみの際は、ティッシュ等で口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り 1～2メートル以上離れる。 ・呼吸器系分泌物(鼻汁・痰等)を含んだティッシュは、すぐにごみ箱捨てる。 ・咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。
職場の清掃・消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者が触れた可能性のある場所、感染者の飛沫が付着した可能性のある場所を最低 1 日 1 回は清掃する。
定期的なインフルエンザワクチンの接種	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての職員が、毎年、医療機関で通常のインフルエンザの予防接種を受ける。
個人防護具の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク、手袋、ゴーグル(またはフェイスマスク)を使用する。 ・玄関入口付近には、速乾性消毒用アルコールを常備する。

(2) 感染リスクの評価

業務における感染リスクは、以下のとおりである。

① 収集運搬業務

業務の名称	頻度(回/日)	感染リスク	留意事項
収集運搬車両の運転	1	Ⅲ	同乗者からの感染。
廃棄物の積込	30	Ⅱ	集積所周辺の歩行者等からの感染。

② 処分業務

業務の名称	頻度(回/日)	感染リスク	留意事項
施設の運転管理	1	Ⅱ	他の職員からの感染。
廃棄物の手選別	1	Ⅲ	手選別ラインの他の職員からの感染。

③ 事務業務

業務の名称	頻度(回/日)	感染リスク	留意事項
取引事業者等との連絡調整	7	Ⅱ	訪問者からの感染。
訪問者との対応、窓口業務	120	Ⅲ	訪問者からの感染。
職員による会議(朝礼を含む)	1	Ⅲ	他の職員からの感染。

④ 就業時間外

業務の名称	頻度(回/日)	感染リスク	留意事項
公共交通機関による通勤	2	Ⅲ	同乗者からの接触時の感染。
その他、日常生活	—	Ⅲ	同居者からの感染、外出先での他者からの感染。

(3) 具体的な防止策

業務において、以下の感染防止策を実施する。

対策の実施期間は、国内発生早期から小康期までとする。

① 収集運搬

業務の名称	感染リスク	実施する感染防止策
収集運搬車両の運転	Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> 手袋、マスク等の個人防護具の使用 事務所に戻った際の手洗い及び手指消毒、うがいの実施 運搬車両の定期的な清掃及び消毒の実施
廃棄物の積込	Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> 肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用 積卸し作業終了後の消毒薬（携行可能な速乾性擦式消毒用アルコール製剤等）による手指消毒の実施 事務所に戻った際の手洗い及び手指消毒、うがいの実施

② 処分

業務の名称	感染リスク	実施する感染防止策
施設の運転管理(可燃ごみ、粗大ごみ、し尿処理)	Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> 作業員の個人防護具（手袋、マスク等）の使用 作業終了後の手洗い及び手指消毒、うがいの実施 施設の定期的な清掃及び消毒の実施
廃棄物の手選別(粗大ごみ、解体・補修作業)	Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> 作業員の個人防護具（手袋、マスク等）の使用 肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用 作業終了後の手洗い及び手指消毒、うがいの実施 施設の定期的な清掃及び消毒の実施

③ 事務業務

業務の名称	感染リスク	実施する感染防止策
来客者との対応、窓口業務	Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> 接客や窓口業務等では、対人距離を保持するほか、マスク等の個人防護具の使用、手洗い及び手指消毒を実施（訪問者に対しても必要と思われる感染防止策を実施） 訪問者の出入口を限定し、事務所入室前の体温測定の実施（発熱がある場合、入室を禁止） 訪問者の立入（場所、人数等）を制限 訪問者の氏名・住所の把握 訪問スペースへの手洗い場所の設置 窓口等でのガラス等の仕切りの利用 事務所内の定期的な清掃及び消毒の実施
職員による会議（朝礼を含む）	Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> マスク等の個人防護具の使用 会議の削減（対面による会議を避ける） 事務所内の定期的な清掃及び消毒の実施

④ 就業時間外

就業時間外についても、以下の感染防止策を実施する。

対策の実施期間は、国内発生早期から小康期までとする。

業務の名称	感染リスク	実施する感染防止策
公共交通機関による通勤	Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤前の体温測定（体温測定によりインフルエンザ様症状（38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等）がある場合は出勤しない） ・ラッシュ時の通勤及び公共交通機関の回避（時差出勤） ・通勤時のマスクの着用 ・出勤時等、職員の出入口を限定し、事務所入室前の体温測定の実施（発熱がある場合、入室を禁止） ・帰宅時の手洗い、うがいの徹底
その他、日常生活	Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> ・人混みや繁華街への不要不急な外出を控える ・体調管理（十分に休養をとり、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養をとり、規則的な生活をし、感染しにくい状態を保つ）

※感染リスクの評価の目安（例）は以下を参考にする。

感染リスク	評価の目安（例）
Ⅳ 感染リスクが高い	・感染性廃棄物収集運搬業者など、医療機関において、新型インフルエンザの患者または患者と疑われる者との接触機会があり、対人距離の確保（2m以上）は困難
Ⅲ 感染リスクがある	・他者（職員や訪問者等）との接触機会があり、対人距離の確保（2m以上）は困難
Ⅱ 感染リスクが若干ある	・他者との接触機会はあるが、対人距離の確保（2m以上）が可能
Ⅰ 感染の可能性はほとんどない	・他者との接触機会がない

9. 事業継続に重要な要素の確保

(1) 人員の確保

廃棄物処理事業における現状の人員構成、業務の継続のために最低限必要な人員数、不足した場合の補充先に関する計画（人員計画）は以下により行うこととする。

① 収集運搬業務

業務名	担当部署	現状の人員	必要最小人員	補充先
燃えるごみ等の収集運搬（運搬車両の運転、積込）	廃棄物対策課	21	17	委託業者より補充
資源物の収集運搬（運搬車両の運転、積込）	廃棄物対策課	5	5	委託業者より補充
廃乾電池の収集運搬（運搬車両の運転、積込）	廃棄物対策課	4	1	補充しない
粗大ごみの収集運搬（運搬車両の運転、積込）	廃棄物対策課	4	2	補充しない

② 処分業務

業務名	担当部署	現状の人員	必要最小人員	補充先
焼却施設の運転管理	施設課	16	8	退職者及び臨時雇用
廃棄物の受入業務	リサイクル推進課	4	2	委託業者より補充
粗大ごみ処理施設の運転管理	リサイクル推進課	12	12	委託業者より補充
一軸破碎処理施設の運転管理	リサイクル推進課	2	2	委託業者より補充
し尿処理施設の運転管理	リサイクル推進課	4	2	委託業者より補充

③ 事務業務

業務名	担当部署	現状の人員	必要最小人員	補充先
情報収集	庶務課	1	1	課内及び他課から補充
備蓄品の入手、在庫管理	庶務課	1	1	課内及び他課から補充
処理できない廃棄物の保管場所の確保及び管理	リサイクル推進課	1	1	課内及び他課から補充
事業継続計画の策定	庶務課 廃棄物対策課	2	2	課内及び他課から補充
事業者等との連絡調整、住民対応	庶務課 廃棄物対策課	10	3	退職者及び臨時雇用
外部来客者（直接持ち込みを含む）の対応	庶務課 廃棄物対策課	3	2	委託業者より補充

(2) 物資の確保

廃棄物処理事業の継続のために必要な物資の確保は以下により行う。

① 処理の実務に必要な物資（ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設）

物資	月間使用量	保管容量	保管場所	購入先
消石灰+助剤	2.5 m ³	7.0 m ³ (84)	消石灰サロ室	契約業者
塩化第二鉄	1.2 缶	2.2 缶 (54)	キレート室 排水処理室	契約業者
苛性ソーダ	3 缶	25 缶 (249)	キレート室 排水処理室	契約業者
尿素水	1.7 m ³	8 m ³ (142)	排ガス処理室	契約業者
硫酸	1.5 缶	180 (1年)	キレート室 排水処理室	契約業者
凝集剤 (A-210)	2 kg	1,000 kg (4年)	排水処理室 脱水処理室	契約業者
キレート	330	1,500 (45)	キレート室	契約業者
重油	7 kℓ	8 kℓ (34)	屋外地下タンク	契約業者
ガソリン、軽油	300ℓ	180ℓ (18)	42kℓ灰ホッパ室	契約業者

※ 括弧内の数値は、備蓄分の使用予定日数を示す。(以下、同じ)

※ 契約業者については、毎年度一覧を作成し保管するものとする。(以下、同じ)

② 処理の実務に必要な物資（し尿処理施設）

物資	月間使用量	保管容量	保管場所	購入先
メタノール	1.5 m ³	3.0 m ³ (60)	屋外地下タンク	契約業者
硫酸バンド	5.3 m ³	7 m ³ (38)	1F ポンプ室	契約業者
水酸化ナトリウム	2.8 m ³	7 m ³ (75)	1F ポンプ室	契約業者
硫酸	0.5 m ³	3 m ³ (180)	2F 処理室	契約業者
次亜塩素酸ソーダ	2.3 m ³	5 m ³ (65)	1F ポンプ室	契約業者
凝集剤 (CS-392)	315 kg	675 kg (64)	2F 処理室	契約業者

③ 感染防止策に必要な物資

製造業者の事業自粛等により、必要な物資が不足することも想定されることから、流行が予想される段階で、マスク・手袋・速乾性消毒用アルコール製剤などの備蓄量について、必要なものを事前に用意しておく。

また、人員等の補充も考慮し、備蓄量を増やす措置も講じる。

10. 重要な要素が不足した場合の対策

(1) 人員が不足した場合の対策

① 人員の調整

人員が不足した場合は、以下の方法により人員を調整し、対応する。

ア 未発生期～国内発生早期、小康期の対応（欠勤率0%～19%までの対応）

- ・平常時と同様に、廃棄物処理事業を継続する。

イ 感染拡大期、回復期の対応（欠勤率20%～40%までの対応）

- ・出勤者による残業、公休日出勤、事業所内への泊り込み等により、通常通り、廃棄物処理事業を継続する。
- ・重要業務（優先順位が高い業務）を優先し、事業を継続するとともに、重要業務以外の業務（優先順位が低い業務）は、必要に応じて、事業の縮小、中止・中断する。（「10（3）重要業務の特定（業務の優先順位の決定）」による）

ウ まん延期の対応（欠勤率40%を超える場合の対応）

- ・「9（1）人員の確保」に従って、委託業者等からの人員の補充により、通常通り、廃棄物処理事業を継続する。
- ・事前に確保した保管場所に処理しきれない廃棄物を保管する。
- ・住民に廃棄物の排出抑制や家庭内での保管を呼び掛ける。

※欠勤率：新型インフルエンザ専門家会議資料「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン（改定案）」より

② 廃棄物の保管

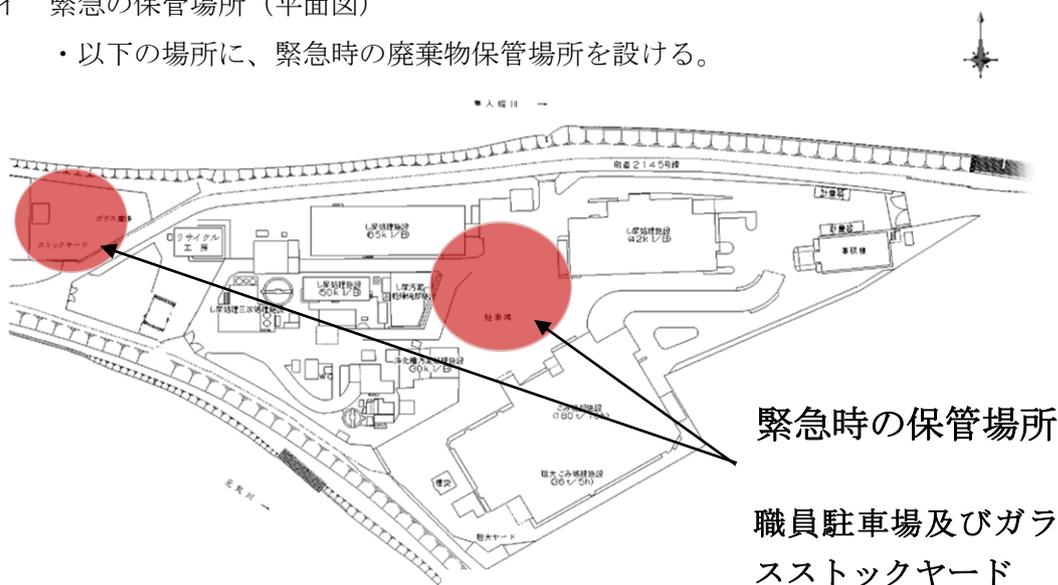
人員が不足したことにより、処理できない廃棄物が生じた場合、以下の方法により、廃棄物を保管する。

ア 廃棄物の保管

- ・新型インフルエンザのまん延期（または職員の欠勤率40%を超えた場合）には、優先順位が高い業務のみを実施し、優先度が低い業務を限定することで対応する。処理が不可能となつた廃棄物については、施設内に受け入れた後に保管する。
- ・新型インフルエンザの発生前の段階で、緊急時の廃棄物の保管場所を用意し、廃棄物処理法で定める保管基準を満足するよう、必要な措置を講じておく。

イ 緊急の保管場所（平面図）

- ・以下の場所に、緊急時の廃棄物保管場所を設ける。



(2) 物資が不足した場合の対策

物資が不足した場合には、以下により対応する。

① 物資が不足した場合の対策

- ・廃棄物処理事業の継続に必要な物資をあらかじめ備蓄しておく。「9 (2) 物資の確保」による)
- ・新型インフルエンザの流行時に不足することが予想される物資については、備蓄量を増やす。「9 (2) 物資の確保」による)
- ・備蓄した物資が不足した場合に備えて、平常時の物資の購入先以外にも、当該物資が購入できるところを複数箇所、確保しておくことにより対応する。

(3) 重要業務の特定（業務の優先順位の決定）

① 業務の優先順位別の整理

I 新たに発生する業務（新型インフルエンザ対策）

業務名	担当部署	開始時期	備考
情報収集	庶務課	未発生期	・海外発生期以降、情報収集を強化
備蓄品の入手、在庫管理	庶務課 リサイクル推進課 施設課	未発生期	・海外発生期の段階で備蓄品の追加購入
処理できない廃棄物の保管場所の確保及び管理	リサイクル推進課 施設課	未発生期	・未発生期の段階で廃棄物の保管場所を検討しておき、まん延期より保管された廃棄物が終了するまで保管場所を使用
事業継続計画の策定	庶務課 廃棄物対策課	未発生期	・小康期に計画の見直し

II 通常通り継続する業務

業務名	担当部署	時期	備考（継続時に講じる対策等）
燃えるごみの収集運搬	廃棄物対策課	すべての時期	・感染防止策、人員の補充

III 縮小して継続する業務

業務名	担当部署	縮小時期	備考（縮小の内容）
ガラス類・ペットボトル及び有害ごみ、資源物の収集運搬	廃棄物対策課	感染拡大期～まん延期	・月2回から月1回とする
燃えるごみの焼却	施設課	感染拡大期～まん延期	・24時間運転から16時間運転に変更
枝木、草類の処理	リサイクル推進課	感染拡大期～まん延期	・保管場所を確保し一時保管する
取引事業者等との連絡調整、住民対応	庶務課 廃棄物対策課	感染拡大期～まん延期	・必要に応じて、一部人員は処理の実務を応援 ・まん延期以降は住民に排出抑制、家庭内での保管を要請

IV 中止、中断する業務

業務名	担当部署	中止・中断時期	備考
金属類、粗大ごみ、廃乾電池の収集運搬	廃棄物対策課	まん延期	・住民に排出抑制、家庭内での保管を要請
金属類、粗大ごみ、廃乾電池の処理	リサイクル推進課	まん延期	・住民に排出抑制、家庭内での保管を要請 ・直接持込についても同様。

②発生段階（または欠勤率）別の整理

発生段階または欠勤率 業務名・担当部署	業務の優先度	前段階（未発生期）	第一段階（海外発生期）	第二段階（国内発生早期）	第三段階						第四段階（小康期）	備考
		欠勤率0%～19%			感染拡大期			まん延期	回復期		欠勤率0%～19%	
		欠勤率0%～19%			欠勤率20%～40%※1			欠勤率40%超※1	欠勤率20%～40%	欠勤率0%～19%		
情報収集 （庶務課）	I	→→→→	⇒⇒⇒⇒ （情報収集の強化）	⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒	→→→→	→→→→	
備蓄品の入手、在庫管理 （庶務課・リサイクル推進課・施設課）	I	→→→→ （在庫管理）	⇒⇒⇒⇒ （備蓄品の追加購入）	→→→→ （在庫管理、必要に応じて追加購入）	→→→→ （同左）	→→→→ （同左）	→→→→ （同左）	→→→→ （同左）	→→→→ （同左）	→→→→ （同左）	→→→→ （同左）	
処理できない廃棄物の保管場所の確保及び管理 （リサイクル推進課・施設課）	I	→→→→ （保管場所の検討、決定）				⇒⇒⇒⇒ （保管場所の使用開始、管理）	→→→→ （保管場所の管理）	→→→→ （同左）	→→→→ （同左）	→→→→ （保管された廃棄物の処理が終了次第、保管場所の使用中止）	→→→→ （保管場所の見直し等）	
事業継続計画の策定 （庶務課・廃棄物対策課）	I	⇒⇒⇒⇒ （計画策定）	→→→→ （計画の実施）	→→→→ （同左）	→→→→ （同左）	→→→→ （同左）	→→→→ （同左）	→→→→ （同左）	→→→→ （同左）	→→→→ （同左）	⇒⇒⇒⇒ （計画見直し）	
燃えるごみの収集運搬 （廃棄物対策課）	II	→→→→	→→→→	⇒⇒⇒⇒ （感染防止策）	⇒⇒⇒⇒ （同左）	⇒⇒⇒⇒ （同左）	⇒⇒⇒⇒ （同左）	⇒⇒⇒⇒ （感染防止策、人員の補充）	⇒⇒⇒⇒ （感染防止策）	⇒⇒⇒⇒ （同左）	→→→→	
ガラス類・ペットボトル及び有害ごみ、資源物の収集運搬 （廃棄物対策課）	III	→→→→	→→→→III	⇒⇒⇒⇒ （感染防止策）	⇒⇒⇒⇒ （同左）	→→→→→ （収集回数を月2から1回）	→→→→→ （同左）	→→→→→ （同左）	⇒⇒⇒⇒ （感染防止策）	⇒⇒⇒⇒ （同左）	→→→→	
燃えるごみの焼却 （施設課）	III	→→→→	→→→→	⇒⇒⇒⇒ （感染防止策）	⇒⇒⇒⇒ （同左）	→→→→→ （24H 運転から16H 運転）	→→→→→ （同左）	→→→→→ （同左）	⇒⇒⇒⇒ （感染防止策）	⇒⇒⇒⇒ （同左）	→→→→	
枝木、草類の処理 （リサイクル推進課）	III	→→→→	→→→→	⇒⇒⇒⇒ （感染防止策）	⇒⇒⇒⇒ （同左）	⇒⇒⇒⇒ （保管場所の使用開始、管理）	→→→→ （保管場所の管理）	→→→→ （同左）	→→→→ （同左）	→→→→ （保管された廃棄物の処理が終了次第、保管場所の使用中止）	→→→→ （保管場所の見直し等）	
取引事業者等との連絡調整、住民対応 （庶務課・廃棄物対策課）	III	→→→→	→→→→	→→→→	→→→→	→→→→→ （処理の実務の応援）	→→→→→ （同左）	→→→→→ （同左、住民に排出抑制等を要請）	→→→→	→→→→	→→→→	
金属類、粗大ごみ、廃乾電池の収集 （廃棄物対策課）	IV	→→→→	→→→→	⇒⇒⇒⇒ （感染防止策）	⇒⇒⇒⇒ （同左）	⇒⇒⇒⇒ （同左）	⇒⇒⇒⇒ （同左）	中止・中断	⇒⇒⇒⇒ （感染防止策）	⇒⇒⇒⇒ （同左）	→→→→	
金属類、粗大ごみ、廃乾電池の処理 （リサイクル推進課）	IV	→→→→	→→→→	⇒⇒⇒⇒ （感染防止策）	⇒⇒⇒⇒ （同左）	⇒⇒⇒⇒ （同左）	⇒⇒⇒⇒ （同左）	中止・中断	⇒⇒⇒⇒ （感染防止策）	⇒⇒⇒⇒ （同左）	→→→→	

※1 新型インフルエンザ専門家会議資料「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン（改定案）」より

ア I：新たに発生する業務（新型インフルエンザ対策）、II：通常通り継続する業務、III：縮小して継続する業務、IV：中止、中断する業務

→：業務の実施、⇒：業務実施の強化、→→：業務の一部実施

イ 重要業務特定（業務の優先順位の決定）に当たり、以下の事項を考慮する

- ・不燃ごみや粗大ごみ、資源ごみの処理よりも、腐敗等の変質が生じやすい可燃ごみの処理を優先する。
- ・内勤の業務や立入指導等の業務よりも処理の実務を優先する。
- ・通常の収集業務に加えて独自の取組を行っている場合は、これらの取組よりも通常のごみ収集を優先する。

1 1. 新型インフルエンザ発生後の対応

(1) 事業継続計画の実施

新型インフルエンザ発生時には、この計画に従って、職員等の感染防止対策を含め、事業継続のための対策を速やかに実施する。

(2) 職員等に感染者が発生した場合の対応

職員等に感染者（発症者）が発生した場合には、早期に業務に復帰できるよう、医療機関での早期治療等、適切な対応が必要である。その対応については、以下のとおりとする。

① 事業所で感染者が発生した場合

- ・感染者を他の職員等から隔離（濃厚接触を避ける）し、医療機関へ搬送するまでの待機場所（事務棟控室など）を確保する。
- ・保健所等が設置する発熱相談センターに連絡し、適切な対処を行う。

② 職員等の家族や同居人に感染者が発生した場合

- ・感染者と接触した職員について、体温測定等、健康状態を確認する。
- ・感染者と接触した職員が、健康状態に異変を生じていた場合は、速やかに発熱相談センターに連絡し、適切な対処を行う。

③ 職員等が防護具を着用しないで感染者と接触した場合

- ・感染者と接触した職員について、体温測定等、健康状態を確認する。
- ・感染者と接触した職員が、健康状態に異変を生じていた場合は、速やかに発熱相談センターに連絡し、適切な対処を行う。

④ 職員が勤務時間（就業時間）外に感染した場合

- ・体温測定等、健康状態を確認する。
- ・健康状態に異変を生じていた場合は、速やかに発熱相談センターに連絡し、適切な対処を行うとともに、その状況を危機管理組織のメンバーに報告する。

12. 教育・訓練

新型インフルエンザに関する正しい知識や、事業継続計画を円滑に実行するための教育・訓練を定期的に実施する。

(1) 正しい知識の習得

当組合と事業者は、新型インフルエンザについての正しい知識や情報を習得し、職員等への周知に努める。

特に感染防止については、平素から職員等への指導・啓発に努めるほか、この計画を円滑に実施し事業を継続できるよう、教育や訓練を実施する。

教育や訓練の実施により、実際に新型インフルエンザが発生、流行した場合には全員が的確な行動をとれるよう、備えておく。

(2) 訓練の内容

訓練の内容は、おおむね、次のとおりとする。

① 海外発生期・国内発生早期に職員等が感染（発症）したとの想定で、国内流行期等、複数の状況を想定した机上訓練を実施する。併せて、感染防止策についての習熟訓練を実施する。

※習熟訓練 個人防護具の着用方法や出勤時の体温測定等

② 職場内で感染（発症）者が出た場合に備え、対応訓練を実施する。

※対応訓練 発熱外来への連絡、医療機関への搬送、職場の消毒、濃厚接触者の特定等

③ 特定職員や一般職員が感染（発症）した場合を想定し、代理者による重要職務継続についての模範訓練を実施する。

13. 点検・是正

(1) 定期的な点検と是正

当組合と事業者は、この計画の実効性を維持し、また、向上させるため、この計画を定期的に点検し、適宜、見直しを行うものとする。

併せて、新型インフルエンザが、現実に流行した場合等には、国、埼玉県、蓮田市、白岡町、関係機関等の情報を入手し、常に的確な行動がとれるよう、必要に応じて、この計画を点検、是正し、適切な対策を講じる。

(2) 点検・是正を行う場合

次のような場合には、この計画を点検し、必要に応じて是正するものとする。

- ① 監督庁や保健所等と相談した結果、点検、是正が必要となった場合
- ② 引取先と協議した結果、点検、是正が必要となった場合
- ③ 訓練を実施した結果、問題点や課題が明らかになった場合
- ④ 感染防止策等に関して、新たな譲歩や見解を入手した場合
- ⑤ 国、自治体による新型インフルエンザに関する計画等の見直しや新たなガイドライン等の策定が行われた場合

・改定記録

年月日	改定の内容
平成23年〇月〇日	・ 事業継続計画の新規策定

新型インフルエンザに関する参考情報について

① 国及び関係団体

ホームページ	URL
廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン及びQ & A (環境省)	http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html
新型インフルエンザ対策 (新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議)	http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html
新型インフルエンザ対策関連情報 (厚生労働省)	http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html
国立感染症研究所 感染症情報センター	http://idsc.nih.go.jp/index-j.html
各省庁、都道府県の新型インフルエンザのページ (厚生労働省)	http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou15/04.html
新型インフルエンザ関連情報 (国民生活センター)	http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/sn-20090428.html
各都道府県の産業廃棄物協会 (全国産業廃棄物連合会)	http://www.zensanpairen.or.jp/federation/01/04/index.html

② ライフライン関連情報

ホームページ	URL
電気事業連合会	http://www.fepc.or.jp/index.html
石油関連サイト (石油連盟)	http://www.paj.gr.jp/about/link/index.html
石油リンク集 (全国石油商業組合連合会、全国石油業共済協同組合連合会)	http://www.zensekiren.or.jp/04link
水道リンク集 (日本水道協会)	http://www.jwwa.or.jp/link/index.html
新型インフルエンザ対策 BCP (日本工業用水協会)	http://www.jiwa-web.jp/information/#influenza
日本のガス事業者リンク (日本ガス協会)	http://www.gas.or.jp/link/gaslink.html
新型インフルエンザ関係 (エルピーガス協会)	http://www.japanlpg.or.jp/biz/influenza.html

③ 埼玉県・蓮田市・白岡市の新型インフルエンザ対策及びホームページ

ホームページ	URL
埼玉県	http://www.pref.saitama.lg.jp/site/newinflu/
蓮田市	http://www.city.hasuda.saitama.jp/
白岡市	http://www.town.shiraoka.saitama.jp/

④その他、新型インフルエンザに関する各種資料（教育・訓練用資料等）を掲載しているホームページ

ホームページ	URL
新型インフルエンザ対策 （政府広報オンライン）	http://www.gov-online.go.jp/pr/theme/shingatainflu_taisaku.html
新型インフルエンザ関連 資料（厚生労働省）	<ul style="list-style-type: none"> ・ http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/inful_pamphlet.html ・ http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/inful_look.html
新型インフルエンザ対策 （全国保健所長会）	http://www.phcd.jp/shiryo/shin_influ.html
愛知県	http://www.pref.aichi.jp/0000011920.html
徳島県	http://anshin.pref.tokushima.jp/normal/infection/news.html?cid=infection_127804795127&nid=127830583647
仙台市	http://www.city.sendai.jp/seisaku/chousei/flu/index.html
長野市	http://itv-nagano.com/cnagano/siyakusho/e_index.html
小樽市	http://www5.ocn.ne.jp/~otaruhc/index.html
品川区	http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/hp/menu000010700/hpg000010665.htm
明石市	http://www.city.akashi.hyogo.jp/soumu/bousai_ka/h_safety/influ.html
中外製薬(株)	http://influenza.elan.ne.jp/index.php
グラクソ・スミスクライ ン(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・ http://influenza.jp/index.html ・ http://gsk-influ.jp/public/index.html
大幸薬品(株)	http://www.seirogan.co.jp/fun/infection-control/influenza/picture-manual.html

※ 特に自治体では、上記以外にも、多くのところで新型インフルエンザに関するパンフレット等を作成し、HPに掲載

